

# 令和4年度 第1回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和4年9月1日（木） 午後2時から  
場所： 守口市役所4階 行政会議室  
議題： (1) 会長の選出について  
(2) 会長代理の選出について  
(3) 付議第52号  
東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）について  
(4) 特定生産緑地の指定について

出席委員： 岡山敏哉、井ノ口弘昭、平井 治、西口誠一、杉岡佐緒理  
池邨行弘、坂元正幸、甲斐礼子、西田久美、小鍛冶宗親  
水原慶明、阪本長三、江端将哲  
(計13名)

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは定刻となりましたので、令和4年度第1回守口市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>初めに、本都市計画審議会の会長の任期について御報告させていただきます。</p> <p>本都市計画審議会の会長につきましては、本年8月31日までの任期でございましたので、会長選出までの間は事務局により議事を進行させていただきたいと思っております。</p> <p>なお、本審議会では会議録作成上、録音いたしますので、発言前に挙手をいただき、発言するという形で進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>初めに、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、令和4年度第1回守口市都市計画審議会の次第、A4の1枚物になります。続きまして、都市計画審議会委員名簿、続きまして、令和4年度第1回守口市都市計画審議会議案書、続きまして、特定生産緑地の指定について（資料1）、最後に、スライド資料となっております。資料としては計5部となっております。</p> <p>資料の不足等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは初めに、定足数について御報告申し上げます。</p> <p>委員全員13名全員が御出席でございますので、守口市都市計画審議会条例第6条の規定により、本日の会議は、成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第に沿って事務局より進行させていただきます。それでは、着座にて始めさせていただきます。</p> <p>それではまず初めに、1つ目の議題にあります会長の選出について入らせていただきます。</p> |
|-----|--|

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>会長は、守口市都市計画審議会条例第5条第1項で「学識経験のある者から選出する」となっています。会長の選出につきましては、平成22年より本審議会の会長を長年務めてくださっております大阪工業大学教授の岡山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ありがとうございます。御異議がないようですので、本審議会の会長を岡山委員に決定させていただきます。</p> <p>以後の運営につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会長席への移動をお願いします。</p> <p>お願いします。</p>  |
| 岡山会長  | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>改めまして、ただいま本審議会の会長として御推挙いただきました岡山でございます。先ほど御紹介の中で平成22年より本審議会の会長という御紹介がありましたけれども、今回、委員の更新ということで、ちょっと記録を見ますと平成14年からこの審議会のちょうど9月から委員を務めさせていただいて、ちょうど今年で20年という区切りのいい年です。</p> <p>今回、委員の更新ということで、さらに2年間この審議会の委員といただきますか、会長として務めさせていただけることになりました。これまでどおり、守口市の都市計画行政に尽力していきたいと思っておりますので、ただ審議会の運営とかその他につきましては、皆さんの御協力なしには進むことができませんので、この場をお借りして皆さんの御協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、着座にて進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、次第に沿いまして進めさせていただきたいと思っておりますが、まず2番目の「会長代理の選出について」ということで、守口市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長のほうから指名ということになっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。</p> <p>これまで守口市の都市計画行政に御尽力されております小鍛冶委員にお願いしたいと思いますが、小鍛冶委員、よろしいでしょうか。</p> |
| 小鍛冶委員 | <p>はい。</p>   |
| 岡山会長  | <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、こちらの席にお移りください。</p> <p>それでは、急なお願いで申し訳ないですが、一言御挨拶をお願いします。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 小鍛冶会長代理 | <p>皆さん、こんにちは。ただいま御指名賜りました会長代理の指名を承りました小鍛冶でございます。微力ではございますが、守口市のよりよいまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、どうか皆さん、よろしく願いいたします。</p>  |
| 岡山会長    | <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは続きまして、3つ目の議題に移りたいと思います。</p> <p>付議第52号、「東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）」についてでございます。</p> <p>本題のほう、事務局のほうから御説明お願いしたいと思います。</p>  |
| 事務局     | <p>それでは、付議第52号、「東部大阪都市計画公園の変更」について説明いたします。</p> <p>スライドを使って説明させていただきます。</p> <p>スクリーンには、守口市全域を表示しております。</p> <p>スクリーン並びに議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>本議案は、1つの都市計画公園の区域の変更及び3つの都市計画公園の廃止でございます。</p> <p>区域の変更をする公園は、赤点の場所になります。旧さくら小学校跡に公園を整備し、青色で表示している現大宮中央公園に区域を追加します。それに伴いまして、公園機能が代替されることから、黄色で示しております橋波公園、大宮公園、菊水北公園を廃止します。</p> <p>次に、今回の都市計画変更に対する理由を説明させていただきます。</p> <p>スクリーンまたは議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>まず1つ目に、大宮中央公園ですが、大宮中央公園に近接している小学校跡地の一部を公園として整備する計画ができたことから、周辺地区の公園面積・機能の強化及び本市における合理的な土地利用のため、本案のとおり都市計画公園区域に追加するものです。</p> <p>以下の大宮公園、橋波公園、菊水北公園の3公園につきましては、周辺地区の小学校跡地を公園として整備する計画ができたことから、誘致圏域が重複し、公園機能の代替が可能となります。</p> <p>以上のことから合理的な土地利用を鑑み、本案のとおり廃止するものです。</p> <p>次に、スクリーンまたは議案5ページの新旧対照表を御確認ください。</p> <p>一番左端に公園種別を表示しております。公園種別は都市公園法施行令において定められており、近隣公園は近隣に居住する方を対象とした公園であり、標準的な面積が2ヘクタールの公園です。街区公園は街区に居住する方を対象とした公園で、0.25ヘクタールが標準面積です。</p> <p>変更内容につきましては、上段黄色で表示していますが変更前の、下段の赤色で表示しているのが変更後を示しております。</p> <p>一番上段の公園から説明します。</p> |

大宮中央公園につきましては、廃校となった旧さくら小学校跡地を公園として新たに整備することとなったため、近接している大宮中央公園の区域に追加します。追加する面積は1ヘクタールで、現況の面積と合わせますと2ヘクタールになります。公園施設としましては、旧さくら小学校跡地に球技施設を整備しますので、公園施設としては新たに運動施設を追加することになります。

以下、大宮公園、橋波公園、菊水北公園につきましては、大宮中央公園の誘致圏域と重複しており、新たな整備により公園機能が代替されることから廃止します。

全体の公園面積につきましても、0.54ヘクタールの廃止に対して1ヘクタールの追加となりますので、0.46ヘクタールの公園面積の増加となります。

次に、新旧対照図を表示します。スクリーンまたは議案書の6ページを御覧ください。

ピンク色で表示している箇所が新たに整備される追加区域の大宮中央公園です。

ピンク色で表示している箇所の北側は、旧さくら小学校の体育館を南部エリアコミュニティセンターのレクリエーション施設として再整備するため、レクリエーション施設の建築敷地について公園区域には含んでおりません。

次に、黄色で表示されている公園が橋波公園と大宮公園、菊水北公園で、今回廃止する公園です。廃止される公園と新規の公園との位置関係、規模感が御確認いただけたと思います。

続いて、誘致圏について説明させていただきます。スクリーンを御覧ください。

誘致圏については、従来より都市公園法施行令において規定していましたが、平成15年の施行令改正により街区公園、近隣公園、地区公園における誘致距離の表示が廃止されたため、参考として説明させていただきます。黄色で表示している円が今回廃止する3公園のそれぞれの誘致圏になります。3公園はいずれも街区公園に該当しますので、半径250メートルの範囲が誘致圏になります。続いて、赤色で表示している円が今回追加区域としている大宮中央公園の誘致圏になります。大宮中央公園は近隣公園に該当しますので、半径500メートルの範囲が誘致圏になります。この図から今回追加される赤色の誘致圏が、廃止される250メートルの誘致圏の中にあることが分かります。今回の追加により誘致圏が重複する公園を廃止することとしました。

最後に、都市計画手続に関する情報を報告します。都市計画法第19条第3項に基づき、大阪府に対して協議をした結果、本市都市計画案について、8月9日付で、異議なしの旨の回答をいただいております。また、8月11日から都市計画法第17条に基づき、2週間の縦覧に供した結果、提出意見はありませんでした。

以上で、付議第52号、東部大阪都市計画公園の変更についての説明を終わります。

|      |   |
|------|---|
| 岡山会長 | <p>説明が終わりましたので、ただいまから御質問、御意見を承りたいと思います。どなたか御質問、御意見ございますでしょうか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>御質問、御意見ないようですので、それではこの議案についてお諮りしたいと思います。</p> <p>付議第52号、東部大阪都市計画公園の変更（守口市決定）につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>   |
| 岡山会長 | <p>御異議がないようでございますので、そのように答申させていただきたいと思います。</p> <p>3つ目の諮問案件につきましては、これで終了で、4つ目の特定生産緑地の指定についてということで、これもまず最初に事務局のほうから御説明いただきたいと思います。</p>  |
| 事務局  | <p>それでは、生産緑地の指定について御説明させていただきます。</p> <p>本件は、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ都市計画審議会に意見を聞かなければならないとされているため、本審議会にて生産緑地の指定について御説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、生産緑地地区制度について御説明いたします。生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等がもっている農業生産活動等に裏づけられた緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画でございます。都市計画決定から30年が経過する日以後、所有者が、市町村長に対し、いつでも買取の申し出をすることができるようになります。全国の生産緑地の約8割が平成4年に指定され、本年度で30年を迎えると言われております。</p> <p>続きまして、生産緑地地区の指定における条件は、土地所有者から申請された農地等について、現に農林漁業に供されている土地で、公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たして、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。面積が一団で300平米以上あること。農業の継続が可能であることなどの要件を市が審査した上で、都市計画の手続を経て決定されます。本市の現在の生産緑地地区数は55地区、9.36ヘクタールとなっております。</p> <p>次に、特定生産緑地地区の概要について説明いたします。</p> <p>特定生産緑地とは、生産緑地の指定告示後、30年経過する日の到来前に買取申し出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度です。10年</p> |

経過する前であれば、改めて所有者の同意を得て繰り返し10年の延長ができます。特定生産緑地の指定は、生産緑地の告示から30年経過までに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないものとなっております。

以上が、特定生産緑地の概要となります。

続きまして今回、特定生産緑地地区への指定を希望する地区数の御説明をいたします。守口市には現在、地域内に55地区、158筆、9.36ヘクタールの生産緑地を指定しています。その中で今回、特定生産緑地に移行する対象の平成4年11月30日に指定されたものは41地区、122筆、7.74ヘクタールです。また、ネズミ色で囲んでいる箇所ですが、30年経過しておらず移行対象ではない地区が14地区、36筆、1.62ヘクタールです。そして、移行可能な生産緑地の所有者全員に特定生産緑地へ移行するのかわ確認をとりました結果、特定生産緑地指定を希望するのは黄緑色で囲んでいる箇所35地区、104筆、6.82ヘクタールとなりました。

指定地区の内訳につきましては、お手元にお配りの資料1を御覧ください。また、2枚目以降に守口市を4分割に分けた地図をつけておりますので、位置関係なども併せて御覧ください。

なお、緑色で囲んでいる箇所ですが、特定生産緑地の指定を希望しないのは6地区、18筆、0.92ヘクタールの生産緑地となりました。

続きまして今回、特定生産緑地に移行します地区の現況写真を紹介させていただきます。

今回、時間の限りもございまして映っておりますのは名簿上の上から順で大久保1から4までの地区となります。ほかの地区につきましても今回、特定生産緑地への移行に当たり、農業委員会への確認及び現地への確認を事務局で行っております。

以上が、誠に簡単ではございますが、特定生産緑地の指定についての説明となります。

岡山会長

ただいま特定生産緑地の指定についてということで、事務局の説明がありました。これは諮問案件ではありませんが、審議会の意見を聞く案件になっておりますので、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

先ほどのスライドちょっとバックして。まだです。これです。生産緑地法という法律が平成3年に制定されて、大体それから1、2年のうちに施行するというので、生産緑地の指定が平成4年に行われました。それから30年経過した生産緑地が今回41地区ということになって、それを特定生産緑地の指定を受けるか受けないかということで35件という、そういう件数になっております。生産緑地法に基づく指定といいますか取扱事項になりますので、都市計画審議会としては、生産緑地云々ということは審議しないですけども、ただ生産緑地というのは都市計画の1つとして都市計画図に記載されるものですので、その廃止とかそういう案件が出ますと我々が審議しないといけ

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ないということで、特にこのあたり、特定生産緑地に指定されたんですけども農業従事者が死亡とか故障でこれ以上営農できないというときには、都市計画の廃止ということですので、その案件一件一件につきまして、これから都市計画審議会のほうで審議しないといけないということになりますので、これから多分、年に何件か出てくると思いますので、一々審議会を開いていると何回も開かないといけませんので、ある程度まとまった時期にこういう審議会を開いて審議させていただくと、そういう予定になっておりますので、その辺御理解よろしくをお願いします。</p> <p>何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、先ほど言いましたように、これは諮問案件ではありませんので、御意見伺うことになっておりますので、御質問、御意見ございませんので、これで終了させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、全ての議事が終わりましたけども、事務局のほうで何か報告とかございますか。特にございませんか。</p> |
| 事務局  | <p>ございません。</p>   |
| 岡山会長 | <p>分かりました。</p> <p>それでは、これをもちまして令和4年度第1回守口市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>なお、本日の署名委員は井ノ口委員と甲斐委員でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後になりましたけども、これから2年間、都市計画のいろんな案件につきまして審議していくんですけども、皆様方の御協力なしには審議が進みませんので、今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、終了したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後2時30分</p>   |